○内閣府農林水産省令第四号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十一条の二第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第四項及び第八項（これらの規定を同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第一条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（全国連合会の監査報告の内容） **第四十二条**　全国連合会は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一　（略） 二　決算書類（剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。以下この号において同じ。）が当該組合又は連合会の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項） イ　無限定適正意見　監査の対象となった決算書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった決算書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ　（略） 三・四　（略） 五　継続組合の前提（規則第百四十条に規定する継続組合の前提をいう。第四十八条第一項第一号へにおいて同じ。）に関する注記に係る事項 六～八　（略） 2　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、全国連合会の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 （削る） 一～三　（略） 3　（略）	（全国連合会の監査報告の内容） **第四十二条**　全国連合会は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一　（略） 二　決算書類（剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。以下この号において同じ。）が当該組合又は連合会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項） イ　無限定適正意見　監査の対象となった決算書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった決算書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ　（略） 三・四　（略） （新設） 五～七　（略） 2　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、全国連合会の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　継続組合の前提（規則第百四十条に規定する継続組合の前提をいう。第四十八条第一項第一号へにおいて同じ。）に関する注記に係る事項 二～四　（略） 3　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。